

長崎県人権教育基本方針

平成21年4月1日
長崎県教育委員会

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるような豊かな人権感覚の育成に努めます。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実に努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

【長崎県人権教育基本方針についての解説】

これまでの「長崎県同和教育基本方針」は、同和問題の解決に向け昭和53年に策定されました。同和対策については、昭和44年から平成14年3月まで、「同和対策事業特別措置法」等に基づき、生活環境や職業、教育などの各種対策が実施されており、その後、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づく取組が続けられています。

このような国・県等による様々な取組により、人権問題についての意識は高まり、同和問題に係る実態的差別としての生活環境等は大きく改善されてきましたが、依然として同和問題に関わる心理的差別事象は後を絶ちません。また、高度情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、従来のような人権問題に加え、インターネット等による人権侵害など新たな人権課題が発生しており、これらの課題への取組が強く求められています。

このため、平成20年4月に改定した「長崎県教育方針」や同年10月に策定した「長崎県教育振興基本計画」等を踏まえ、「長崎県同和教育基本方針」を「長崎県人権教育基本方針」として改定しました。

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利が人権であり、憲法で保障された権利です。国際社会では、昭和23年(1948年)の「世界人権宣言」など、国際連合を中心に全人類の人権の実現をめざして、様々な努力が続けられています。また、我が国でも、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を公表し、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約を批准するなどの施策が講じられています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、人権が尊重される社会の実現に取り組んできましたが、今なお解消されていない人権問題が残されていること、さらに時代の変化に伴う新たな人権課題が生じていることを認識し、それら諸課題の解決に向けて適切に対応することが求められています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育や社会教育において、人権についての理解を深め、人権感覚を養うことは、いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間の育成につながるものです。また、同和問題の解決は国や地方公共団体の責務であり、国民的課題であるとの認識のもと、同和問題を人権問題の重要な柱として受け継ぎ、本県の人権施策の指針である「長崎県人権教育・啓発基本計画」を踏まえながら、人権教育を積極的に推進していきます。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

一人ひとりの児童生徒が、発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、集団生活におけるルールやマナーを尊重し義務や責任を果たそうとする態度を養います。そして、様々な場面で具体的な人権問題に直面したとき自らの問題として解決しようとする意欲や実践的な行動力を身につけるよう指導の充実を図ります。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。

生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設など多様な学習機会の充実を図りながら、人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において自分自身の態度や行動に現れるようにすることが大切です。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実を努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

教職員や社会教育関係者が、人権尊重の理念や人権問題について十分な認識を持つことができるよう研修等の一層の充実を図っていくとともに、研修・啓発の講師として効果的な活動ができる指導者の養成と資質向上を図ります。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

人権教育を総合的に推進していくためには、それぞれの関係者がその役割を果たしながら相互に連携・協力していくことが必要です。